

## 令和4年1月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後2時02分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

### 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

### 4. 会議に出席した委員(20名)

1番 赤川 敏彦

2番 天本 正幸

3番 大中 久敏

4番 木村 博佳 (欠席)

5番 草場 小夜子

6番 後藤 感二

7番 白水 壽徳 (欠席)

8番 田竈 新

9番 田中 善道

10番 寺崎 廣喜

11番 寺崎 多加子

12番 中原 孝司

13番 永利 春雄

14番 西岡 利子

15番 野口 忠弘

16番 久光 壽子 (欠席)

17番 肥山 繁雄

18番 福田 壽光 (欠席)

19番 藤井 豊志

20番 藤井 政秋

21番 柳 昭好

22番 柳 蔵司

23番 山下 梅夫

24番 山田 憲二

### 5. 会議に欠席した委員(4名)

### 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 明けましておめでとうございます。

正月三日は天候に恵まれ、久しぶりに正月らしい日々となりました。

皆さまにとりましても、素晴らしい日々を過ごされたことと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いてきたと思っておりましたが、オミクロン株に感染した人が徐々に増えてきております。今までと変わらず、感染症対策をお願いするところです。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、ご多用の中、令和4年の初総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

議事に入ります前に、ご報告をいたします。

12月定例総会の議案第1号において審査いたしました、農地法第3条に基づく案件の承認について、全員挙手といたしましたが、委員より「手を挙げていない」との指摘が有り、事務局と協議しまして、「全員賛成」との文言を訂正し、議事録の訂正を行うことにいたしましたので、ご報告いたします。

なお、結果としては、承認、可決されたことの変更はありません。ご了承ください。今後、採決には、十分注意をお願いいたします。

さて、本日は、議案7件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員、7番委員、16番委員、18番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なる審議、よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 中原 孝司 委員、13番 永利 春雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、稲吉地内の畑、市街化畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、井上地内の畑2筆、山隈地内の畑3筆、合計5筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与となります。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号3は、吹上地内の田1筆、畑2筆、合計3筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与となります。

(位置図で場所の説明)

番号4は、大板井地内の田、市街化田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売

買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会委員

報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議題の案件は、令和3年6月11日の総会において審議、ご承認

をいただきました所有権移転の案件でしたが、譲渡人と譲受人の契約が諸般の事情で不成立となったとのことで、12月15日に農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出されました。

従いまして、農業委員会の許可そのものを取り消す必要があるため、ご審議をお願いするものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会委員

報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件につきましては承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 只今、第2分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 質問、意見、特にないようです。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、願い出どおり承認することに決定いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、二森地内の田1筆の一部となります。

露天資材置場として、表土置場に利用するため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、位置図に記載していますように、農業振興地域内に有る農用地、通称「青地」と呼ばれる農地になります。

したがって、農地転用は原則、認められないところですが、3年以内の一時転用については、例外規定にあたるため、立地基準を満たすこととなります。

計画図に矢印を4本程入れておりますが、雨水方向を示したものとなります。雨水排水については、北側の方の水路に流す計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまます。

なお、番号1は、先月開催しました地区会議においても審議いただいておりますが、その際には、進入道路が広くは無いが4トン車程度なら可能であろうということ、また、農繁期の搬入については、農作業車両を優先するなどの処置ができるならば了承することでしたので、その旨を申請者代理人に確認を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定す

ることに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。  
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

番号1は、寺福童地内の田1筆、現況地目が露天資材置場となっているものです。

(位置図で場所の説明)

露天資材置場として転用申請があり、令和元年12月の総会で審査いただき、12月下旬に県より許可が下りたものです。

今回の申請内容は、当初計画していた進入路の変更が主な変更内容となっています。

当初の計画では、(図面に)一部、黄色で着色を入れております箇所が出入り口で計画をされておりました。

既存施設として、東側の方に申請者の資材置場が既に在りましたので、そちらの既存施設から、西側の方に出入り口を設けるといふ計画を立てられておりました。

今回それを、申請地の南側に市道がありますが、そちらの方からも出入りも出来るように通路を改めて設けるための変更となります。

それに伴って、出入り口の形態も一部変わっております。

もう一点、計画が変わっているところがあります。

当初の計画(断面)は、水田の高さから50センチメートル程造成をして、そこに資材を置く計画を立てられておりました。

それが変更後、道路の付け替え等の変更に伴って、高さも少し高く設定をされたいとの計画のもと、先程は、当初50センチメートルとされたものを1.1メートル、60センチメートル程、更に高くする計画に変わって変更したいとのことです。以上が当初の経

過からの変更概要となりますが、こちらにおきましては、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、この案件は先月開催しました地区会議に於いて、お諮りしたところ、委員より、水利承諾は条件付きで出ているものの申請者は別の場所においても、様々な問題を起こしていることから、指導を行ってほしい旨のご意見を頂きました。

この件については、県と協力しながら、現在、指導を行っている旨の説明をさせて頂き、今回の案件については、ご了承を頂いたところです。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、最終的には、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

○議長 議席番号5番委員。

○議席番号5番委員 良く分からないので、質問させてください。

最初の計画は50センチメートルですか。それが1.1メートルに上がるということですが。周囲に障害になるようなことはないんですか。こんなに高くして。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 委員の質問に回答していきます。



当初、50センチメートルだったものが1.1メートル、60センチメートル程上げる計画になっております。これに伴い、上がることにつきましては、当然、高さは変わってきますので、その上に、土関係を置く資材置場でございますので、土台が上がれば、土の高さも変わってくるのかと思います。

どちらかと言いますと、平場の問題よりは、その後に起きる資材の高さの方が主となるものと思われれます。平場が60センチメートル上がることへの支障というのは、特にないものと判断しております。要は、周囲の、北側には農地が残りますけれども、60センチメートル追加で上がったところで、日照への影響はないものと判断しております。

○議席番号21番委員 はい。質問いいですか？

○議長 委員。

○議席番号21番委員 質問します。位置図で、申請地、西鉄沿線のこちらに建物が有るんですかね？ここは、住居かなんかですかね？

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 住居です。

○議長 委員。

○議席番号21番委員 何軒、何世帯ぐらいあるんですか？

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 正確には分かりませんが、私の記憶では2世帯ぐらいは少なくとも、お住まい、住宅が有るかなと記憶しております。

○議長 委員。

○議席番号21番委員 建物の北側ですね、既存施設と在りますね、こちらは全く作業はしないのですかね？そのような計画になっているんですね。(今回は) 囲んでいる部分だけの変更となっているん

ですね？

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 新たにかさ上げをしないとの質問ですかね。

既存施設も含めて、今回の申請地も合わせて、今、申請者が土砂置場として利用している場所となっております。その一部分が今回、変更するということで、今回の申請内容が出てきているところです。既存施設が変わる変わらないというのは、把握が出来ていない。

○議長 委員。

○議席番号21番委員 こちらの一部分として置けるならば、(他でも)同じようにできるのでは？やられるとなると、植木なんかは圧迫されると、それから、細い道が有るんですが、進入路を造るとなってますけれども、隣が高くなると、非常に迷惑をかけるということになる場合があるんですね。

まあ、私、松崎の方から出ていますけれども、やっぱり、そんな問題を起こして、許可は取ったけれども、後から、なんて使い方をするんだって、苦情あたりが出てきますんで、そこらで一体的にどうするんだって、少し詰めておかないと、結果的には、一旦受け取ったら、指導にのってこない、トラブルが長引く続く場合が、実際、松崎区ではそうなっていますので、そこら辺を危惧するところでは有るんですね。

そこら辺の、持ってきたからいいやではなくて、県の指導を受けるとはなっているが、後、問題がないような決断を出してもらわないとまずいんじゃないかと。

簡単に同意というのはどうですかね。検討した方がいいのではないですかね。これは、質問というより意見ですね。

どうしてくれ、では、無いんですけども。

○議長 事務局、何かありますか。

○事務局長 私の方から少し、回答をしたいと思います。

今回の案件につきましては、あくまでも、申請地、この部分での判断ということになります。

当然、委員がおっしゃったように、他の所も含めて、当然考え方もありますので、総合的に、今回の案件も含めたところで、判断をしていかなければならないと思います。

今回の案件について補足をさせていただくと、先ほど、隣接地に住宅が2軒ほど有ると申し上げました。変更前の計画でいきますと、何ものなしに直接、隣接の住宅の方に接するような形になっておりますけれども、今回変更後ということで、通路が間に入るということもありますので、そういった点では、直接面することは少なくなると思われます。

そうは申し上げても、懸念されるような所も無いわけではございませんので、そういったところも踏まえて、農業委員会としての意思決定をしていただければいいのかなと思います。

他にも意見のある方有ると思いますので、出して頂いて、最終的に、農業委員会としての結論を出していければと思います。

○議長 他にありませんか。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を説明いたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。

露天資材置場を設置するため、一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、西鉄天神大牟田線味坂駅から300メートルの圏内に位置するものです。農地区分としては、農振農用地に分類されるものです。

借受人は、令和3年11月の農業委員会総会の議案にも上がっ

ておりまして、宝満川に架かる「九州自動車道宝満川橋」の改修工事を受注し、これに伴い、北側、今回の申請地を利用されたいとの申請内容です。露天資材置場や仮設トイレ、駐車場等の計画となっています。

3年未満の一時転用は例外規定に該当し、立地基準を満たすこととなります。

また、雨水排水については、東側の既設水路に排水する計画となっています。

今回、鳥栖市側の農地と小郡市側の農地を転用して、一体利用して、資材置場等で利用したいとの計画です。

鳥栖市側は鳥栖市の方で申請されて、既に許可を受けているようです。今回、小郡市側の方を申請されているところです。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、井上地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル以内の区域内の農地ですので、農地区分は第2種農地に区分されますので、立地基準を満たすこととなります。

なお、申請地の周囲の境界には、コンクリートブロックを設置して盛土をし、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由して、西側の既存水路へ排水するとともに、雨水については敷地の南東に新設した柵を経由して、東側の道路側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号3は、大崎地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。

敷地拡張を行うため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の内、西側の南北に細長い農地の農地区分については、南側の方に農地が連担していくことから、10ヘクタール以上の規模の集団の農地に分類されます(第1種農地)。

もう一つ、東側の農地につきましては、農地の連担のように見えますが、実際には宅地を通過してからしか行き来ができない農地となりますので、10ヘクタール未満の規模の集団の農地となり、第

2種農地に分類されます。

土地利用計画平面図をご覧ください。

西側に有りました南北に細長い農地には、居宅部分から上下水道管がこの筆の中に入っています。

また、東側の農地には、転用後、バイクを置くと共にテントを張って利用したいとの申請内容です。

(それぞれの)農地を含めて、一体の宅地になっています。宅地部分の敷地拡張ということで、転用申請されています。敷地の拡張ということで、例外規定に該当しますので、立地基準において、問題はないものとして、受理しております。

なお、この計画については、汚水・雑排水は発生せず、雨水については前面の道路側溝、または既設水路へ排水することとなりますので、一般基準におきましても問題ないものと思われま

なお、番号1から番号3は、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案どおり許可相当

とし、意見書をつけ県に進達いたします。

- 議長 次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。  
それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、大板井地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、平方地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしております。

ましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、2件の提案理由の説明をいたします。

議案書9ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

この案件について、補充説明をいたします。

利用権の設定を受ける「県農業振興推進機構」は、A株式会社(佐賀市)へ農地の貸し付けを行うこととなっております。

この、法人は「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」の事業認定を受け、イチゴ生産プラントを設置し、いちごの生産を行うこと

となっております。

このようなスマート型の農業経営で利用権の設定を行うのは、市内では初めてではないかと思われます。

次に、番号2は、吹上地内の田3筆、畑1筆、合計4筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、同意の整理が遅れたため今月の設定となったところです。

以上、2件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長 よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。



報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

番号1は、力武地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号2は、稲吉地内の畑（市街化畑）1筆です。

売買の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号3は、福童地内の田7筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書の11ページ、番号4は、吹上地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。

借主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号5は、下西鯨坂地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、4件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号2と番号3は、同一の譲受人のため、併せて報告します。

2件は、三沢地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号4は、小郡地内の畑1筆です。

共同住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまし

て何かご質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和4年1月7日(金) 午後 3時03分閉会